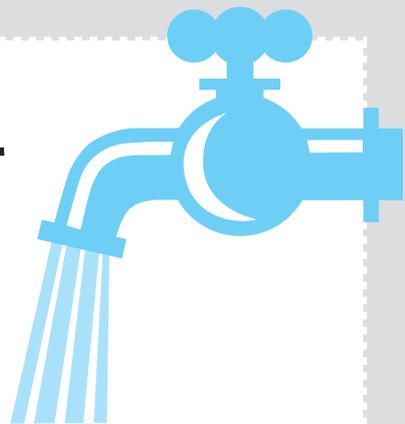


# 生活排水処理基本計画の策定について



本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、町における生活排水の処理を計画的かつ適正に行うため、平成30年3月に策定しました。概ね5年毎もしくは諸条件に変動のあった場合に見直しを行います。

▶ 問合せ 役場環境課

**計画目標** 生活排水処理率(※1): 平成28年度 74.4% → 平成44年度 85%

**基本理念** 生活排水を適正に処理するために、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行い、住民協力のもと身近な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ります。

## 目標に向けた 取組み

### ① 下水道等の接続率の向上

下水道等整備区域内で接続していない世帯等への訪問等啓発活動に努めます。

### ② 汲み取り便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

下水道等整備区域外の単独処理浄化槽(※2)や汲み取り便槽(※3)を使用している世帯等からは生活雑排水(※4)が未処理のまま公共用水域へ排出されています。こういった世帯に対して、合併処理浄化槽(※5)への転換を促進するために、ホームページ等により周知し、啓発を図ります。

### ③ 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽は法に基づいた定期的な清掃、保守点検、法定検査が義務付けられています。清掃や保守点検を行う回数は浄化槽により異なり、法定検査は設置後すぐに行う検査(7条検査)と年1回行う検査(11条検査)が義務付けられています。

適正な維持管理を行うために、実施方法や重要性に関する周知・啓発を行います。

### ④ 中部知多衛生組合における適正処理の継続・推進

し尿等の適正処理継続に向けて、中部知多衛生組合や他の構成市と共に組合の運営に積極的に協力していきます。

※1 計画区域内人口に対して下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽によって生活排水を適正に処理している人口の割合

※2 し尿のみを処理する浄化槽      ※3 し尿を貯めた後に汲取る便槽

※4 し尿と水洗便所からの排水を除く一般家庭の台所や洗濯・風呂等から出る排水

※5 し尿と生活雑排水を処理する浄化槽